**（参考）特定非営利活動の種類、公告の方法**

**■（定款例 第４条）特定非営利活動の種類は、以下から選んでください。**

（特定非営利活動促進法第２条第１項別表）

①保健、医療又は福祉の増進を図る活動

②社会教育の推進を図る活動

③まちづくりの推進を図る活動

④観光の振興を図る活動

⑤農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

⑥学術、文化、芸術又はスポ－ツの振興を図る活動

⑦環境の保全を図る活動

⑧災害救援活動

⑨地域安全活動

⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動

⑪国際協力の活動

⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

⑬子どもの健全育成を図る活動

⑭情報化社会の発展を図る活動

⑮科学技術の振興を図る活動

⑯経済活動の活性化を図る活動

⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

⑱消費者の保護を図る活動

⑲前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（三重県特定非営利活動促進法施行条例第２７条）

①地域防災活動

②障がい者の自立と共生社会（障がいのある人とない人が、相互に人格と個性を尊重し合い、それぞれの違いを認め合いながら共に生きる社会をいう。）の実現を図る活動

③多文化共生社会（国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係の下で地域社会の構成員として安心して共に生きる社会をいう。）づくりの推進を図る活動

**■（定款例 第５５条）公告の方法は、以下から選んでください。**

【貸借対照表の公告を、官報に掲載する場合（掲載料がかかります）】

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

【貸借対照表の公告を、日刊新聞に掲載する場合（掲載料がかかります）】

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、 法第28条の２第1項に規定する貸借対照表の公告については、○○県において発行する○○新聞に掲載して行う。

【貸借対照表の公告を、法人のホームページに掲載する場合】

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、 法第28条の２第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

【貸借対照表の公告を、内閣府ＮＰＯ法人ポータルサイトに掲載する場合】

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、 法第28条の２第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府ＮＰＯ法人ポータルサイト （法人入力情報欄） に掲載して行う。

【貸借対照表の公告を、法人の主たる事務所の掲示場に掲示する場合】

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、 法第28条の２第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。